

# 平成30年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成30年9月13日（木曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	森田真一君
委員	大后治雄君	委員	押本修君
委員	蜂須賀千雅君	委員	東口正美君
委員	床鍋義博君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（1名）

4番 実川圭子君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	職員課長	矢吹勇一君

## 会議に付した案件

- (1) 第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- (2) 所管事務調査  
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (3) 所管事務調査  
公共施設等の管理運営のあり方について

午前 9時28分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成30年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） 初めに、第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（大后治雄君） おはようございます。

この条例案を制定することで得られるメリットとデメリットをお聞かせください。

○職員課長（矢吹勇一君） 本条例につきましては、いわゆる派遣——公益法人等に職員を派遣する際に、派遣法に基づきまして、派遣先等を条例で明記する、制定する必要があるとございます。今般、条例上でございますとおり、市町村自治調査会及びオリンピック・パラリンピック組織委員会への職員の派遣の必要性が生じてまいりまして、この派遣するための制定する必要があるということで、条例を制定するということでございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 今回この条例を新設することに伴います市が得られるメリット、デメリットでございますが、デメリットは特にございません。メリットといたしましては、派遣する職員についての根拠が公益法人等の場合には明確になるということと、あわせて給与関係につきまして、原則として派遣先、市ではなく派遣先が負担するということとなります。そこが得られるメリットの1つかと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 今までも職員の派遣というのはされてきたのかということと、ここに指定されないところへの派遣に対しては今後どうなるのかということと、あと、今給与が派遣先から支払われるということだったんですけども、それに伴う事務手続がどうなっているのかというのを教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） これまでの職員の派遣でございますが、東京都などに対して研修扱いでの派遣ということではやってございます。それと公共団体——例えば、一部事務組合であります小平・村山・大和衛生組合などに対する派遣も行っております。

それと、今後のこの条例の制定に伴います派遣に関してでございますが、オリンピック・パラリンピックの組織委員会に対しましては、現在も職員を研修扱いでの派遣で派遣をしております。これが、今回の条例制定に伴いまして、派遣法に基づく、この条例に基づきます派遣に切りかわるということになります。

それと、3つ目の派遣先での給与支給に関する事務手続でございますけれども、この公益法に伴います派遣にすることに先立って、派遣先との間での当市の間での協議を行いまして、具体的な事務をどういうことを行うか、あるいは給与等に関しましても、十分に協議した上で取り決めていくということでございます。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） 2点目の質疑に対しまして、少し補足をさせていただきたいと思います。

広い意味での他団体への今後の派遣については、その必要性が生じて派遣元と派遣先の協議が整った場合には、この今回の新設条例の第2条の第1項に改めて号として加えさせていただく形となります。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっとその1点目、2点目じゃなくて給与の事務手続についてなんですけど、当市と派遣先で協議をした上で、実際に派遣される職員の方の手続ですね、さまざま事務処理があると思うんですけども、それがどのようなことが考えられるのか。私が思っているのは、物理的に職場も変わるときに、さまざまな事務手続、個人が負わなければいけない事務手続が煩雑になることは結構大変なことなので、その辺をできるだけ簡素にさせていただきたいと思うので、ちょっとその辺をもう一度確認させていただければと思うんですけども。

○職員課長（矢吹勇一君） この派遣法に基づきます派遣に関しまして、その職員は東大和市の職員の身分も継続して持つことになります。したがって、手続としましては、特に職員に大きく負担をかけるようなものというのではないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで、説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

---

午前 9時36分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成30年6月から平成30年8月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（東口正美君） 刑法犯罪の地域別犯罪発生状況ということで、この中で特殊詐欺についても記載があるんですけども、この夏、私のところにもこんな通知が来たけれどもみたいなお話を幾つかいただきました。私のところに入ってくるということは、かなりの数でそういう通知等を受けた方がいらっしやるんだろうなというふうに想像するんですけども、市に対してどういう形でこの情報が入ってくるのかということと、あと警察との連携というのはどのようになっているのか、教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 刑法犯罪の状況の中の特殊詐欺について御質疑いただきました。

情報につきましては、基本的に住民の方から、こういった犯罪らしきものがありますというような情報提供がありますので、それについて受けたりとかがですね、それが中心になります。

それと、警察との連携ということにつきましては、基本的に年に2回、生活安全協議会を開催しております、その中で警察署のほうからは情報提供いただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうすると、安全安心メールを私たちもいただいて、そういうことが市で起きてますよっていう注意喚起をいただきますけれども、その注意喚起を行うときには警察から何かこういうことがあるから、市で注意してくださいねっていう連絡ではなくて、住民の皆様からの情報提供をもとに注意喚起をしているという理解でよろしいでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） そのとおりでございます。基本的に住民の方から情報提供があった際に、一応警察のほうに連絡をしてくださいというお話を差し上げた後ですね、その安全安心メール等で情報提供しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 自転車盗難、オートバイ盗難のところなんですけど、今回たまたまなのか、結構数が減っているように見受けられるんですけども、自然な変化と見てるのか、それとも駐輪場の整備とかで、そういう効果が出ていると見てるのか、どんなふうに考えてらっしゃるか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 刑法犯罪の状況につきましては、今1月から6月までの半年分と9月から12月までの半年分、年2回報告させていただいておりますが、基本的に統計数値だけを警察のほうからいただいているということになりますので、その内容についてまでちょっとここでは御説明できません。御容赦ください。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 以上で、本件の報告を終了いたします。

ここで、説明委員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

---

午前 9時41分 開議

○委員長（佐竹康彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、公共施設等の管理運営のあり方について、本件を議題に供します。

本日はことしの7月に策定されました東大和市公共施設等マネジメント行動計画（第1次アクションプラン）について、担当部署より説明していただいた後、質疑等を行い、その後に委員間で自由討議を行いたいと思います。

それでは、東大和市公共施設等マネジメント行動計画（第1次アクションプラン）について、説明を求めます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、東大和市の公共施設等の管理運営のあり方につきまして、説明資料といたしましては、お手元の東大和市公共施設等マネジメント行動計画をごらんいただきながら、説明をさせていただきたいと思います。

この計画は、東大和市公共施設等総合管理計画に基づきまして、第1次アクションプランとして計画期間を平成30年度から平成33年度、2021年度までの4年間として、平成30年7月に策定いたしました。

恐れ入りますが、表紙をおめくりいただきたいと存じます。

表紙の裏側が目次としております。第1章から第4章までで構成をしております。

右側の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1章、公共施設等マネジメント行動計画の概要、第1節、アクションプランの目的でございます。

○委員長（佐竹康彦君） 暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

---

午前 9時43分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、お手元の資料、東大和市公共施設等マネジメント行動計画、表紙をおめくりいただきまして、右側の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1章、公共施設等マネジメント行動計画の概要、第1節、アクションプランの目的のページでございます。ページの下半分に図がありますが、その中ほどにおきまして、東大和市公共施設等総合管理計画に即する計画として、このアクションプランをお示ししています。

説明につきましては、その上、本文の最後の段落、下から5行分となりますが、公共施設等総合管理計画の実効性を確保するため、5年間から10年程度の期間に区分し、各期間内に実施すべき事業内容について定めるものとしております。

恐れ入りますが、2ページをお開きください。

2ページは第2節、第1次アクションプランの趣旨としまして、（1）は第1次アクションプランの計画期

間としています。平成30年度から平成33年度、2021年度までの4年間が計画期間です。計画の最終年度につきましては、市の総合計画であります第二次基本構想及び第四次基本計画の最終年度に合わせております。

続いて、(2)の第1次アクションプランの概要とありますが、2行目にありますが、建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方を定め、それに即して取り組むべき事項と、国の動き等を鑑みて、優先的に取り組む事項を定めることといたしました。

続いて、右側、3ページをごらんください。

第2章、第1次アクションプランにおける建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方ではありますが、中ほどの四角で囲んだ上段が表題の基本的な考え方で、2項目あります。1つが建築系の公共施設等の適正配置に当たっては、学校施設を中心に取り組みを進めること。もう一つが、学校施設の周辺施設等の適正配置に当たっては、学校施設の長寿命化、学校の統廃合に関する計画と整合を図りながら、取り組みを進めるというものです。

その下の段は学校施設を中心に取り組みを進める理由ではありますが、建築系の公共施設の延べ床面積の約6割が学校施設であること。多くの学校施設が建築後45年以上経過していること。約6,500人の児童・生徒が通学していることの3つの理由を挙げております。

4ページをお開きください。

第3章、第1次アクションプランにおける取り組み事項の第1節、建築系の公共施設に係る取り組みを第1項から右側の5ページの第6項まで掲げております。それぞれの項目は担当課、取り組み項目、取り組み内容、年次計画の欄を設けて整理をしております。

第1項は学校施設、小中学校についての取り組みです。

①としまして、学校施設の適正規模及び適正配置のあり方に関する計画の策定。

②としまして、学校施設の長寿命化計画の策定であります。それぞれ平成30年度に検討、平成31年度中に策定することを目途にしております。

次に、第2項であります、(仮称)公共施設再編計画の策定についての取り組みであります。平成30年度に検討、平成31年度中に策定することを目途にしております。

第1項、第2項の取り組みは、いずれも平成30年度に検討、平成31年度に策定することとしており、学校施設についての進捗を適宜確認をしながら、公共施設全体について整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、第3項であります、保健・福祉施設として、やまとあけぼの学園の老朽化対策方針の策定についての取り組みであります。平成30年度に検討、平成31年度中に策定することを目途にしております。

次に、右側の5ページをごらんください。

第4項であります、公共住宅、市営住宅について、市営住宅のあり方に関する方針の策定の取り組みであります。平成32年度中に策定することとしております。

第5項は用途廃止後の公共施設の跡地の利活用についての取り組みです。

①は平成28年10月に用途を廃止したみのり福祉園の跡地の利活用に係る方針を策定すること。

②といたしましては、平成29年3月に用途を廃止した第1、第2学校給食センター跡地の利活用に係る方針を策定することでありまして、平成30年度中の策定を目途としております。

第6項は公共施設に係る包括施設管理業務委託の導入についての取り組みであります、建築系の公共施設

に係る保守点検業務等の管理委託につきまして、包括施設管理業務委託を平成31年度の導入を目途に平成30年度は事業者を選定、詳細協議を行うこととしているものであります。

次に、6ページをお開きください。

第4章、第1次アクションプランの推進に向けての第1節は、取り組みの推進体制として、東大和市公共施設等最適化検討委員会等を開催し、情報共有、連携を図り、取り組みを推進することとしております。

第2節は取り組みの評価といたしまして、第1次アクションプランの取り組みを1年ごとに取り組み状況について調査を行い、進捗管理を行うこととしております。

第3節は次期アクションプランの策定に向けて、第1次アクションプランの進捗状況を踏まえ、平成32年度、2022年度末から策定作業を開始をし、平成33年度、2021年度中に策定を予定するというものであります。

説明は以上です。

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等がございましたら、御発言願います。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

第1次アクションプランで、やはり学校が当市においては一番大きなキーになる施設だと思うんですけども、まずこの現在6,500人の児童が利用しているというところですけども、当市において最大に児童・生徒がいた時期、数というのがもしおわかりになれば、教えていただきたいと思うんですけども。

そうしますと、次の4ページの……そのことがまず1点です。

なので第1項が学校施設になってますけれども、この適正化のあり方に関する計画というのは、この計画自体が大きくかかわってくると思うんですけども、この計画の要するに適正化のあり方に関する計画から、この結論が導き出される時期というのが決まっているのかどうなのか。っていうのは、学校は1クラスの数とか学級数とか、そういうことがある程度学校基本法に基づいて決められていると思うんですね。その規模を担保するというので恐らく適正化等も検討されると思うんですけども、公共施設の統廃合とか管理とかにかかわらず、その学校の適正な規模っていうのは導き出されると思うので、この検討の計画の策定がいつになるのかっていうことが大事ななというふうに思っております。

もう一つは、この周辺の公共施設等との——学校と周辺の公共施設とのかかわりについても、しっかりと考えていくんだっていうことなんですけれども、この総務委員会でもさまざま視察を重ねさせていただいてる中で、ある市ではあらゆる公共施設はあるけれども、学校は学校という建物はなくさずに周辺の公共施設をその中に入れてくというような形で学区とかそういうものは変えてかないんだっていう考え方も市もありましたし、また視察には行ってませんけれども、公共施設としての学校は統廃合していくんだっていう考え方で進んでいるところもあって、これは大きく考え方が変わってくるかなと思っているので、当市としてもその辺の方針みたいなものが今はまだ決まってないかなと思うんですけども、その辺もどのようなイメージで今後そういうことを決定していくスケジュールで考えているのかっていうことが今の時点でわかる範囲で教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 3点御質疑をいただきました。

まず、1点目でございますが、児童・生徒の最大の時期でございますが、まず小学校、児童につきましては、東大和市におきましては、昭和55年、1980年の8,126名が最大でございます。続いて中学校、生徒の数のピークは昭和60年、1985年でありまして、3,926名。児童・生徒の合計数のピークで申し上げますと、昭和56

年、1981年の1万1,725人ということになっております。

続きまして、学校施設の適正化についての考え方でございます。こちらの内容につきましては、具体的にはただいま教育委員会のほうで今後検討等が進められていくものと存じますが、例えば文部科学省等では出されておりますさまざまな学校施設の適正な内容というもので申し上げますと、委員からも御提示ございましたように、例えば1学級当たりの児童・生徒数を例えば40人にする。小学校1年生においては35人台とか1学校当たりの学級数が12学級以上18学級以下であるとか、あるいは通学距離に関しましても、義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の中では小学校がおおむね4キロ以内とか、中学校がおおむね6キロ以内というような適正化を考える際の根拠となるようなものが示されていると、こちらは捉えております。

また、その上で、近いところではですね、東洋大学の経済学部の教授でPPP研究センター長、根本祐二さんがおっしゃっている研究の中では、小学校児童数を1校当たり690人、中学校児童数を1校当たり720人ということで、統廃合の際の検討するという内容での論文等がありましたので、そちらのほうも見ているところでございます。

次に、周辺施設の統廃合等を含めた考え方ではありますが、まず私どもが策定いたしました公共施設等総合管理計画におきまして、建築系の公共施設に係る基本方針の中で、小中学校を建て替える際には、複合化によって周辺施設を可能な限り集約をしますというような方針を掲げさせていただいておりますことから、こちらの基本となる方針を踏まえながら、今後適正となる施設について検討を加えてまいろうかと考えているところでございますが、まずは今回つくりましたアクションプランを踏まえ、再編のための計画などをつくっていく中で、順次考えていくということで現在は捉えております。

以上であります。

○企画財政部長（田代雄己君） 1点ですね、方針の時期ということでございます。

今のアクションプランの4ページにありますように、第1項の学校施設、そして下の第2項の（仮称）公共施設再編計画ということで、目途としては31年度を目途にということでございます。双方、かなり関係しておりますので、その辺はその必要性や統廃合の考え方など、連携をとりながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

そうしますと、もう一度確認なんですけれども、適正規模のあり方に関する計画というのは、先ほど言っていたように、公共施設のアクションプランで掲げる、この31年策定というところとかなり連動して検討していただいて決めていくということで認識してよろしいでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 教育委員会との調整の中で31年度に策定することを目途としていただいていると捉えております。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（蜂須賀千雅君） この第1次アクションプランに書いてある内容というのは、老朽化対策も含めていたし方ない部分もあって、これから取り組んでいかれるんだというふうに思いますが、特に学校関係というのは、地域の皆さんにとっては共有の財産だということで、非常に学校が形が変わったりということになると非常にもめたりする地域も多いものですから、考え方含めて、いかに住民の方を早目に巻き込んでいただいて、情報



を出して、それで恐らく大きな中では住民の皆さんもこの現状を知れば、いたし方ない部分があると思うんですが、いざ自分の生活圏内であったり、日常利用している部分の形が変わるということになる、やはり大きな議論になっていくっていうのが多々全国的に見られる部分がありますので、今後こういう計画をつくっていく中で、どのように市民の方たちを巻き込んでいくというお考えであるのであれば、どういうことを考えていらっしゃるのかだけ、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの御質疑でございますが、住民の皆様に対する情報の提供も含め、十分に教育委員会との連携を図りながら、情報を共有し、また住民の皆様への情報提供、あるいは住民の皆様の御意見等の集約等につきまして、今後業務を進めるに当たりまして、留意をしまいたいと思います。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 済みません、先ほど学校のことだったんですけど、ちょっと別の角度で、もう一つ、その3項と5項でやまとあけぼのとみのりのことが書かれておりますけれども、これまでの一般質問等の質疑の中で、みのりの跡地利用ということで、子育て世代包括支援センターを国としては32年ぐらいを目標にというような中で、やまとあけぼのの移転も含めたような形でというような質疑がされたときがあると思うんですけども、この辺が今現在どのような形で考えているのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの御質疑でございますが、まずやまとあけぼの学園の老朽化への対策、並びにみのり福祉園の跡地の利活用についてであります。いずれも平成27年度末及び28年度におきまして、市長から所管部であります当時の子ども生活部、現在の子育て支援部に対して、調査研究を指示をしたものでございます。その以降、所管部署におきまして、老朽化の対策の方策またはそのためのみのり福祉園跡地の利活用について調査研究を進めておりまして、現在もまだそれが進行している段階でございます。

ただ、調査研究を始めてからもう2年以上たつものですから、そういったものを含め、また先ほど包括支援センターの国がまとめている平成32年度までの設置というところも勘案いたしまして、まずその方針等につきましては、平成30年度に策定することを目途とさせていただいて、この検討について早目の決着、結果を出したいと考えているところでございます。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 大変失礼いたしました。

ただいま平成30年の策定と申し上げましたが、ちょっと時期が違っておりまして、まず5項目めにありますみのり福祉園跡地の利活用の方針につきましての策定は平成30年度を目途といたしますが、続いて、やまとあけぼの学園の老朽化対策の方針につきましては、翌平成31年度を策定を目途としておりますところを、御了解いただきたいと思います。訂正をさせていただきます。

以上です。

○委員（東口正美君） そうしますと確認ですけれども、やはりみにりに描くものがある程度きちんと30年度に方針が決まった上で、そこにやまとあけぼのが一緒にできるのか。または別々なほうがいいのかというようなことは、その後、30年度の方針が決まった後での変更もあり得るといふぐらいのことで捉えておけばよろしい

でしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 検討の流れといたしましては、ただいま御指摘ございましたように、まずみのり福祉園跡地の利活用の方針が確定した後、そこを具体的にやまとあけぼの学園の老朽化の対策としてどのように活用するのかというものを確定させるという順番でございます。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐竹康彦君） 以上をもちまして質疑を終了いたします。

それでは、委員間での自由討議を行います。

ただいま御説明いただきました第1次アクションプラン等につきまして、委員の皆様のお意見等、自由にお述べいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

学校施設のこと、きょうかなりはっきりお答えいただいたかなというふうに思っていて、この間の大阪の地震でのブロック塀のこととか、今回の社会教育部からの御報告での体育館の天井が落ちてこられたりとか、やはり私としては非常に、ああ、急がなければ、命にかかわるかもしれないという、こういう危機感を改めて持っているところで、今回このようにきちんと時期が示されたということは、非常に大事なことではないかなというふうに思っております。やはりわかっているけれども、やはり何か起きなければ本当に前に進めないという人間の悲しいさがあるかありまして、さまざま災害等が起きる中で、やはりこの辺を住民の方たちによくわかっていただきながら、スクラップをしなければ、次のビルドにつながらないということを本当に改めて、特にブロック塀のことにしましては待たないで進んでいくというふうに思っているの、担当は大変だと思いますし、各課との調整にも時間がかかると思うんですけども、やはりこの目標に掲げたタイムリミットを進めてもらいたいというふうに改めて強く思いましたので、なにとぞよろしくお願いいたします。意見です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 今東口委員もおっしゃったように、ことしは特に各地でいろんな意味での災害が多かったと思います。そういったときに、やはり住民の関心というのは結構高まっていると思うんですね。そこを言い方は本当に難しいです、それをチャンスと捉えて、いい機会だというふうに捉えて、公共施設マネジメントというのはこれぐらい大切ですよっていうことを訴えるっていうことが必要だと思うんですね。何もなくて、ないときのほうがいいんですけども、ないときに出しても、やっぱり住民の関心低いと思うので、そういったときのために何て言うんですかね、市民に対して十分に公共施設のマネジメントっていうのは非常に大切だよ、こういうときにこういう利用ができるんだよっていうことを周知していくってのがすごく大切だなというふうに感じました。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了いたします。

ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

---

午前10時 8分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（佐竹康彦君） 次に、7月11日に国立市の類型団体における公共施設等の管理運営のあり方について、視察をいたしましたので、委員の皆様から視察内容について、御意見、御感想等、御発言いただきたいというふうに思います。

お手元に国立市の視察におきまして、いただきました資料等、お手元にあるかというふうに思います。この国立市の行政視察の中におきましては、組織のあり方、その体制について等、また保全計画への評価、特に残存耐用年数をそれぞれ示すということと、構造躯体の健全性を確認するための3つの試験を行っているということ。また、目標耐用年数の設定等についても言及がございました。

また、建て替え、改修時期の取りまとめ、年次計画のあり方、また平準化するための基準の設定、優先順位の確定等の内容もございました。また職員への周知、意識啓発のあり方、また一方、議員、市民への周知のあり方、こういったことについても述べていただきました。

また、調査実施に関しますマニュアル作成をいたしまして、技術職でない職員の方でもしっかりと公共施設の安全性が点検できるようにと、こういった取り組みもされていらっしゃるようでございました。

また、公共施設白書を策定する中、また総合管理計画における保全計画と、この施設白書のデータの活用するという、また特に土地建物所有者の明記、こういった細かい点に気を配りながらすることによりまして、非常に効果があったというような、そういったお取り組みのあり方も教えていただくことができました。

それぞれ委員の皆様におきましては、考えること、感じられること等があったかというふうに思います。お手元の資料の順序どおりじゃなくても結構でございます。順不同でも結構でございますので、特に近隣、同じ多摩地域で近隣であり、また類型団体であるというふうに共通点の多い市の取り組みとして学ぶところも多かったと思いますので、それぞれ皆様の御意見等頂戴いたしまして、今後の調査活動に生かしていければというふうに思いますが、何か御意見、御発言等ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 一番私が感じたのは、この保全から計画——公共施設の管理を職員の方がされているということで、今回当市は5年間の委託契約で全市的に施設を外部委託でデータをいただきながら、保全、修繕をしていくということを決めさせてもらいましたけれども、その5年後、当市はどうするのかということイメージしとかなきゃいけないのかなというふうに思っていて、その5年間のデータをいただいた上で、ずっとそういう形で保全、修繕は委託をしていくのか。それとも公共施設の管理というのは、ここから先、先ほどもありましたけれども、大きなポイントを占める市役所の中のお仕事であるので、やはりそういうプロフェッショナルな職員の方にコントロールしてもらわなければいけないということを考えると、保全、修繕も自前でやっていくようなノウハウを持ったほうがいいのかという、この5年後の姿を今からイメージをして

いかなければいけないのかなというのを、国立市が自前でやっているっていうのをお聞きして、考えていかなければいけないのではないかと私としては一番強く感じて帰ってまいりました。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 今の東口委員と私もちょっと似たところがあって、考えが似たところがあって、専門職の職員っていうあり方ですね。五小のサッシとか外壁とか、内部の構造の設計施工管理というのは、実は市は独自でやったんですね。そこがやれることによって外部に委託しなかった部分のコストが大分安くなったっていう話を聞いたんで、そういう点では自前で持つことというのは、長期的に研修とか重ねたりするときに、やっぱりコスト的にかかってしまうんですね、その専門職をずっと維持していくのって。

しかしながら、これから先考えていくと、かなりこの技術職の重要性って高まって、公共施設マネジメントやるときに不可欠だなって思っているんで、それって市の人事制度とか、そういう専門職のあり方、どうしても総合職のほうが多くなって技術職っていうのはなかなか少ないもんですから、そのノウハウっていうのがなかなか次に行かないっていうのが実は現場では聞く話なんですよ。担当が、私しか実はいないんですよっていう話も聞くので、そういったところも含めて、公共施設マネジメントっていいながらも、実は市の運営全体にかかわってくることなんだというふうには非常にちょっと懸念も持っています。だからすごく大きいことで、公共施設マネジメントの部分だけっていうふうに捉えるよりは、もしかしたら市の組織のあり方自体も、それも含めて考えていくような大きい計画なんじゃないのかなと思うので、このあたりどういうふうに総務委員会で提言していけばいいのかなというところもちょっと考えながら、今話を——国立市の話聞いて重要性っていうのは非常にわかりましたので、そういうふうに思いました。

あと、やっぱり市民の周知っていうのは、やっぱり重要で、公共施設白書概要版なんかも見ますと、かなり写真も入れてカラー版でわかりやすくできているので、特にこの1ページのところの国立市の公共施設白書の概要版の1ページの裏になると、やっぱりひび割れた道路とか、老朽化した多分これ市営のアパートだと思うんですけど、そういったところが出ると、やっぱりこんな大変なんだっていうのがよくわかるので、やっぱり周知の仕方として、やっぱり文言と数値だけではなかなかこう伝わりにくいと思うので、やっぱりこの辺も市民に伝えるという観点では、そういったものもイメージとして伝えることは、余り危機感をあおってもしょうがないんですけど、事実としてやっぱりこれだけ老朽化しているっていうのは、やっぱり写真で見せるっていうことが大事だなっていうふうに思いました。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御発言等ございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 私も伺って、なるほどと思ったのは、市の職員さんの研修の体制のことで発言されてらっしゃいましたけど、ふじみ野市で前に起こったプールの事故を引き合いにして、どういう形態で管理をしても最終的には自治体はその責任を負うということを自覚して取り組まなきゃいけないっていうお話されてたかと思うんですけど、なかなかともすると公共施設管理って、人口が減っちゃうから市民の担税力がなくて大変だとか、老朽化が進んでとか、そういう話ばかり前面に出ちゃうんですけど、まず公が公共施設をきちんと管理していくっていうことが、市民にとってどういう意味があるのかっていうこと、強調して職員に伝え

るっていう、そういうことってなかなかできそうでできないことなんで、そこは本当に立派なことだなんて伺ってて感じました。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見、御発言等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、御意見、御発言等ないようでございますので、以上で意見交換等終了させていただきますというふうに思います。

ただいま委員の皆様からいただきました視察内容についての御意見等につきましては、所管事務調査の報告書に反映させていただきたいといたします。

---

○委員長（佐竹康彦君） 続きまして、所管事務調査に伴う近隣市への視察についてですが、正副委員長といたしましては、ファシリティマネジメントについて取り組んでいる千葉県佐倉市へ来月の10月2日に視察を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないようですので、視察を行いたいと思います。

それでは、委員派遣についてお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、公共施設等の管理運営のあり方についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（佐竹康彦君） これをもって平成30年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時19分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦